

住民生活課

資源ごみの収集方式が統一されています
六郷地区の方は町指定袋に入れて
可燃ごみと同じ集積所へ

4月から、資源ごみの収集方式が町内で統一されています。六郷地区の方は、びん・缶類とペットボトルを可燃ごみと同じごみ集積所に搬出できるようになりましたので、お間違いのないようお願いします。

■古紙類の収集方式は、これまでと同じです

古紙類の収集方式に変更はありません。六郷地区の方は、これまでどおり地域の古紙収集拠点に搬出してください。

びん・缶類

- ①キャップを取り外し、中を水洗いしてください。
- ②「びん・缶専用」袋に入れ、可燃ごみと同じごみ集積所に搬出してください。



45ℓ(10枚入り)180円前後

※びん類と缶類の分別は必要ありません。
※缶はつぶさないでください。

※びん・缶類、ペットボトルの袋は指定有料ごみ袋ではないため、販売店によって若干価格が異なります。

問い合わせ●町住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903

5月1日から古紙収集ステーションが
5カ所に増えました

古紙類の回収を促進するため、新たに3カ所の古紙収集ステーションを設置し、計5カ所で利用できるようになりました。 ※赤字は新設
■塚トイレパーク ■六郷東根コミュニティセンター ■中央行政センター(旧役場六郷庁舎)裏駐輪場 ■南行政センター(旧役場仙南庁舎)前駐輪場 ■後三年コミュニティセンター横駐輪場 ※年間を通して利用できます。

ペットボトル

回収できるのはPETの表示されているペットボトルです。

- ①中を水洗いし、キャップを取り外してください。
- ②「ペットボトル専用」袋に入れ、可燃ごみと同じごみ集積所に搬出してください。



45ℓ(10枚入り)160円前後

※ラベルは剥がさなくても構いません。
※容器はつぶさないでください。

企画財政課

地上デジタル放送への移行はお早めに!
平成23年7月24日で地上アナログ放送は終了します

地上デジタル放送を視聴するためには、地上デジタル放送対応の受信機とUHFアンテナが必要です。受信機については、新たにデジタルテレビを購入する方法と、既存のアナログテレビに地上デジタルテレビ用チューナーを取り付ける方法があります。アンテナについては、ご家庭の電波受信状況により、アンテナの向きの調整や新規アンテナの設置が必要となる場合がありますので、お早目の対応をお願いします。

地デジの準備にあたり分からないことは
総務省秋田県テレビ受信者支援センター
(デジサポ秋田) ☎018(803)1100

低所得世帯への支援があります

支援内容●簡易チューナー1台を無償で給付し、設置・操作方法を電話でサポートします。チューナーの訪問設置、アンテナ改修等は行いません。
支援対象●市町村民税非課税世帯(世帯全員)で、まだ地上デジタル放送に対応していない世帯 ※NHKとの放送受信契約が必要です。
申込方法●必要書類を揃えて総務省地デジ支援実施センターへ郵送してください。
必要書類●申込書
・世帯全員が記載された住民票の写し
・世帯全員分の市町村民税非課税証明書
※申込書は、同センターへ電話またはインターネットで請求していただくか、企画財政課、六郷出張所、仙南出張所で入手してください。
申込期限●平成23年7月24日(日) ※当日消印有効
申・問●総務省地デジ支援実施センター ☎0570(023)724
URL http://www.chidejishien.jp

問い合わせ●町企画財政課 情報統計班 ☎0187(84)4901(内線2004・2005)

住民生活課

～地域で広げよう 消費者の安全・安心～
5月は消費者月間です

食の安全・安心という消費生活の基本において消費者の信頼を裏切る事件や、高齢社会の中で高齢者が生活の基盤とする資産を狙った悪質商法など、暮らしの土台そのものを揺るがす問題は後を絶ちません。家族や地域で高齢者を見守りましょう。また、消費者自らが安全・安心を心がける習慣を養うことも求められています。

■悪質商法、身に覚えのない請求、多重債務などで困っている方はご相談ください。

町の相談窓口

美郷町役場住民生活課 ☎0187(84)4903

県の相談窓口

秋田県生活センター ☎018(835)0999
南部消費生活相談室 ☎0182(45)6104

もう加入しましたか?

交通災害共済・不慮の災害共済 加入申し込み受け付け中です

交通災害共済・不慮の災害共済の加入申し込みを受け付けています。今年も家族そろってセットで加入しましょう。

共済期間●加入した翌日～平成24年3月31日

掛 金●交通災害 400円
不慮の災害 600円

【加入申し込み先】

・役場住民生活課 ・六郷出張所 ・仙南出張所

7月末までは次の金融機関でもお申し込みいただけます

秋田銀行、北都銀行、郵便局、羽後信用金庫、
秋田おぼこ農業協同組合

チャイルドシートの購入費用を
助成しています

チャイルドシートの着用を促進し、乗車中の乳幼児の安全を守るため、購入費用の一部を助成しています。

対象者●6歳未満の乳幼児にチャイルドシートを購入する保護者で、その乳幼児と同居し同一生計である方。ただし、町民の方に限ります。

助成金額●購入費用の2分の1以内(上限1万円)
※対象乳幼児1人につき1台限り

申請方法●チャイルドシートを購入後、右の書類を住民生活課に提出してください。

提出書類

①チャイルドシート購入費補助金交付申請書
チャイルドシート本体の背面または側面にある型式番号(下図)を申請書の欄外に記入してください。

②領収書
③品質保証書の写し ④補助金交付請求書
※申請書と請求書は住民生活課の窓口に備え付けています。また町のホームページからダウンロードできます。

⑤チャイルドシート購入費補助金交付申請書
チャイルドシート本体の背面または側面にある型式番号(下図)を申請書の欄外に記入してください。

⑥品質保証書の写し ⑦補助金交付請求書
※申請書と請求書は住民生活課の窓口に備え付けています。また町のホームページからダウンロードできます。

⑧チャイルドシート購入費補助金交付申請書
チャイルドシート本体の背面または側面にある型式番号(下図)を申請書の欄外に記入してください。

生ごみ処理機・コンポストの設置費用に補助金を交付します

	生ごみ処理機	生ごみ処理コンポスト
対象	町内に住所があり居住している方で、初めて生ごみ処理機を購入する方	町内に住所があり居住している方で、初めて生ごみ処理コンポストを購入する方
助成額	購入費用の2分の1以内(上限5万円)	購入費用の2分の1以内(上限5万円) ※設置個数の上限はありませんが、1世帯につき1台限りの助成です。
申請方法	次の書類を住民生活課に提出してください。 ①生ごみ処理機等購入費補助金交付申請書 ②見積書 ③製品カタログ等の写し ※手続きには印鑑が必要です。	次の書類を住民生活課に提出してください。 ①生ごみ処理機等購入費補助金交付申請書 ※手続きには印鑑が必要です。
その他	交付決定後、補助金の請求の際に次の書類が必要となりますので、大切に保管してください。 ①領収書(購入者の氏名、購入年月日、金額および機種名が明記されたもの。レシート不可) ②保証書(店名等が明記されたもの)	①領収書(購入者の氏名、購入年月日、金額および機種名が明記されたもの。レシート不可)

申し込み・問い合わせ●町住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903